

9/1
(火)京都市七条第三児童館が
オープン!

区内で4か所目となる京都市七条第三児童館が開館します。子どもたちの健やかな育成を図り、地域に開かれた施設として親しまれるよう活動します。詳しくは、お問い合わせください。

開館時間 午前10時～午後6時30分 ※学童クラブについては、平日は放課後、午後6時30分(土曜日及び学校長期休業中は午前8時30分～午後6時30分)

※学童クラブは、昼間に保護者が留守になる家庭の小学1～3年生、障害のある児童は4年生までです。

費用 無料(行事によっては実費負担が必要。また、学童クラブは有料)

利用方法 (ご自由にご来館ください)(行事によっては事前申し込みが必要。なお、学童クラブ事業は登録制。市児童家庭課施設整備担当 ☎251・23380)

植柳小学校に関連した事業が
採択されました思い出作り140年プラス計画
龍谷大学 門前町総合調査チーム

内容 今年度閉校となる植柳小学校とその学区における140年の歴史を振り返る古写真を地域住民などから提供を受け、子どもたちが自ら制作した西洞院和紙に描いた絵画やうちわと併せて展覧会などを開催。また、その展示物は、将来にわたって「心の拠り所」となるよう、地域住民と検討のうえ、学区内に建設予定の博物館「龍谷ミュージアム」に展示する。

平成21年度 学まちコラボ事業



子どもの事故と一口に言ってもさまざまですが、死亡原因から考えると「交通事故」「溺水」「窒息・誤飲・誤嚥」などの3つで事故死の8割以上を占めています。

未就学児の「交通事故」では、6割以上が自動車に同乗しているときに起こっています。チャイルドシートを正しく装着することで、死亡を5分の1に減らすことができます。また、自転車乗車中の重症頭部外傷が増加しており、ヘルメット着用的重要性を認識する必要があります。

子どもの事故は6割以上が家の中で起きており、例えば「溺水」は2歳未満の小さな子どもが多く、ほとんど自宅の浴槽で起こっています。10cmぐらいの水深でもおぼれる場合があり、残し湯をしない「子どもが一人で浴室に入れないようにする」「子ども

京都市立病院
小児科血液部長 黒田啓史

市の福祉医療制度

対象となる方は
申請を

市では、市内にお住まいで医療保険に加入している方を対象に、表のとおり福祉医療制度を実施しています。制度の適用を受けるにはあらかじめ申請が必要ですので、対象となる方は申請をしてください。詳しい内容や申請に必要な書類などについては、お問い合わせください。

☎ 福祉介護課福祉医療担当 (☎371・7216)

※重度障害老人健康管理費は保険年金課保険給付担当 ☎371・7254

制度名	対象となる方	支給内容
子ども医療	入院：0歳から小学校卒業(12歳になって最初の3月31日)までの方(所得制限なし) 通院：0歳から小学校就学前の方(所得制限なし)	健康保険の自己負担額から一部負担金(※1)を差し引いた額
母子家庭等医療	次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ① 生計を一にする父親のいない児童 ② ①の児童と生計を一にする母親 ③ 両親のいない児童と、その児童を扶養する20歳未満の方など	健康保険の自己負担額
重度心身障害者医療	次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ① 1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ② 知能指数(IQ)が35以下である方 ③ 3級の身体障害者手帳を持ち、IQが50以下である方 ④ 3歳未満で障害の程度が①～③と同程度の方 ※重度障害老人健康管理費は、長寿(後期高齢者)医療を受給している方が対象	健康保険の自己負担額
重度障害老人健康管理費	65歳以上70歳未満で、次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ① 所得税非課税世帯の方 ② 寝たきりの方 ③ 一人暮らしの方 ④ 同居者が親族のみで、全員が60歳以上、18歳未満または一定の障害者である世帯の方	長寿(後期高齢者)医療の自己負担額
老人医療	65歳以上70歳未満で、次のいずれかに該当する方(所得制限あり) ① 所得税非課税世帯の方 ② 寝たきりの方 ③ 一人暮らしの方 ④ 同居者が親族のみで、全員が60歳以上、18歳未満または一定の障害者である世帯の方	健康保険の自己負担額から一部負担金(※2)を差し引いた額

- ※1 入院：1か月1医療機関200円。通院：3歳の誕生日の月末(1日生まれの場合は前月末)までは、1か月1医療機関200円。3歳の誕生日の翌月(1日生まれの場合は誕生日)からは、1か月の自己負担額の合計が3,000円を超えた場合に、超えた額を申請により払い戻します。
- ※2 1割または3割負担、ただし上限額あり。市民税非課税世帯は、一部負担金さらに減額される場合があります。

各種スポーツ大会結果 主催 下京区体育振興会連合会

下京区民ソフトバレーボール大会



優勝 植柳体育振興会
準優勝 七条体育振興会
三位 七条第三体育振興会
優秀チーム 光徳体育振興会
尚徳体育振興会

下京区民グラウンドゴルフ大会



優勝 七条第三Aチーム
準優勝 植柳Aチーム
三位 光徳Bチーム
四位 七条Aチーム
五位 光徳Aチーム

敬老乗車証を更新します

敬老乗車証の一斉更新を行っています。交付を受けている方にお送りしている更新申請書(黄緑色の封筒)の提出期限は8月7日(金)までとなっていますが、期限を過ぎても申請できますので、希望される方はお早めに申請書を送付してください。

既に申請書を提出された方もと入浴中は目を離さない」などの注意が必要です。

また、3歳児では4cm近くの大きさまでのものなら口に入ってしまうと言われており、誤飲して「窒息」する危険があります。一般的に、赤ちゃんは手にしたものは何でも口に入れます。成長に伴って行動範囲が広がると、それだけ誤飲の危険も高まります。タバコも危険な一例です。致死量のタバコを一度に誤飲することはめったにありませんが、水を入れた灰皿に吸い殻が溜まっていると、その水にはどれだけのニコチンが溶け込んでいるかわかりません。子どもの目線になって、子どもの目に入るところ、手の届くところには、誤飲、窒息の原因となるものを置かないようにしましょう。

事前に事故防止に関する情報や知識を得ていれば、8割近くの事故は未然に防げたとの報告もあります。ご家族の一人一人が事故防止の意識を持ち、防止策を行うことで、子どもをさまざまな事故から守ることが可能です。

へは、9月上旬に負担金額を記載した納入通知書または引換券(ふじ色の封筒)を送付します。納入通知書または引換券を持って、市内の郵便局で交付を受けてください。負担金は、交付を受ける際、郵便局でお支払いください。

☎ 京都いつでもコール ☎661・3755